

事業系ごみ（一般廃棄物）の搬入について

事業活動に伴い事務所や店舗などから排出される廃棄物(事業系ごみ)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、**事業者自らの責任において適正に処理**しなければなりません。

事業系ごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分され、「事業系一般廃棄物」の処理については、クリーンセンターに **①事業者が直接持ち込む方法、②一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する方法** により搬入することができます。

※量の多少に関係なく、家庭用のごみ集積所に事業系ごみを出すことはできません。

◎搬入できるもの ※事前に廃棄物処理依頼書の提出をお願いします！

分別区分	具 体 例	搬入方法
可燃ごみ	生ごみ(食料品製造業・医薬品製造業は除く。)、文具(金属は除く。)、感熱紙、カーボン紙、写真、雑巾、木くず(建設業は除く。長さ50cm・太さ5cm以上は搬入できません。) 雑草、落ち葉、衣類(50cm未満に切る。)、毛布・カーテン等(50cm未満に切る。)	透明袋に入れる 廃棄書類は綴じひもを外し、ばらした状態で透明袋に入れてください。
資源物 紙類	紙くず(建設業・パルプ製造業・製紙業・新聞業を除く。)、段ボール、書籍、パンフレット、カタログ、封筒	ひもで束ねる

※上記のごみでも業種によっては、「産業廃棄物」になる場合があります。

※段ボールに入れた状態での搬入はできません。

- 下記については、事業系一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物（併せ産廃）として特別に受け入れています。 **※搬入日の前日までに予約が必要です。**

木くず	木製品の製造業等から生ずる木くず、おがくずに限る。
紙くず	印刷業から生ずる紙及び板紙のくずに限る。
繊維くず	織物業又は繊維業から生ずる糸及び布くずに限る。

- 処分手数料：200円(消費税込)/10kg（10kg未満でも200円）

× 搬入できないもの ※以下の産業廃棄物は受け入れできません！

以下のごみは、産業廃棄物になります（クリーンセンターには搬入できません）。

産業廃棄物の処理は、県知事の許可を受けた業者に依頼してください。

※産業廃棄物に関する問い合わせ ⇒ (一社)埼玉県環境産業振興協会のホームページをご覧ください。

あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類 、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	木くず(建設業)、紙くず(建設業・パルプ製造業・製紙業・新聞業)、繊維くず(建設業)、生ごみ(食料品製造業・医薬品製造業)、動物のふん尿、動物の死体(畜産農業)
産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (例)コンクリート固型化物	

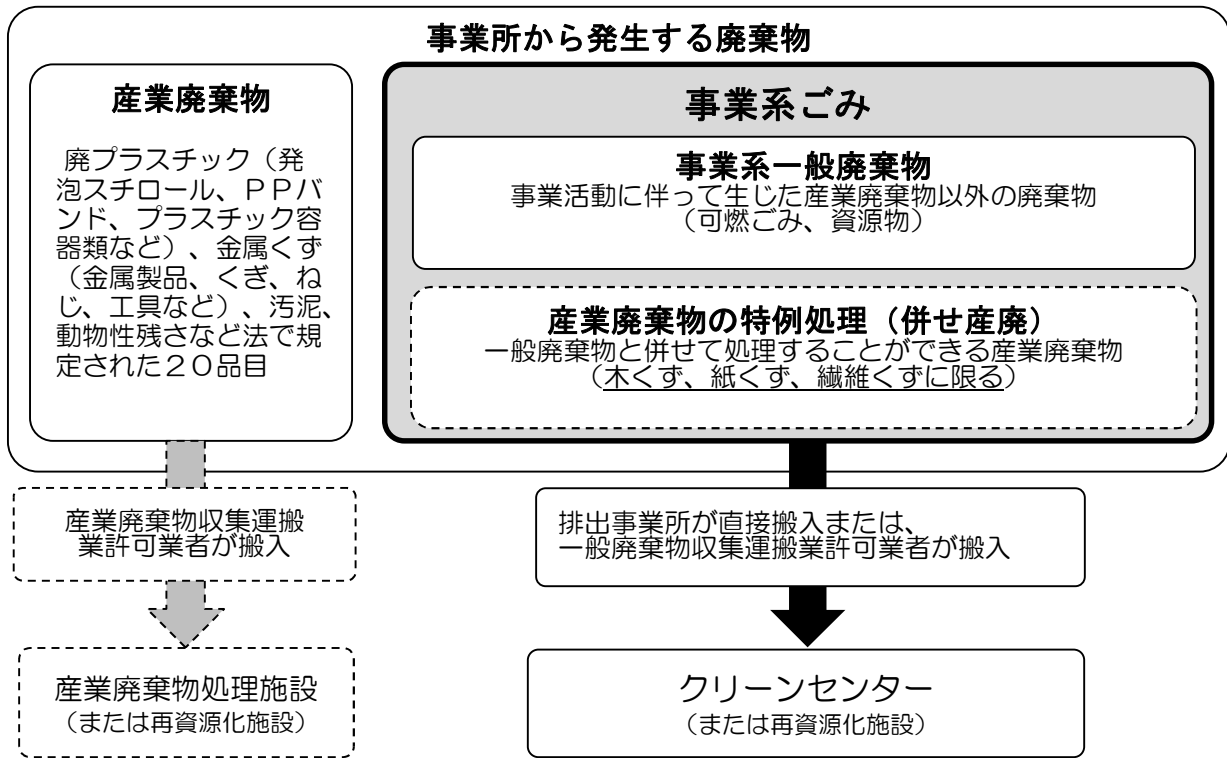
まぎらわしいもの ※産業廃棄物です！	商品を梱包したビニール類、PPバンド、発泡スチロール、事務所に設置した自動販売機から出た缶やペットボトル、飲食業で使用した器や皿(陶器、ガラス、プラスチック製)、貨物の流通に使用したパレット(業種に関係なし)、事務所で使用した電池や蛍光灯、事務所で使用した机や棚(金属製)など
-----------------------	--

※従業員・社員等が個人消費したもの(ペットボトル、飲料缶、廃プラ類等)は、排出事業者の直接搬入に限り受け入れます。(搬入時に口頭などで確認いたします。)事業系ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

適正な搬入を確認するため、随時「搬入物(内容物)検査」を実施しています！

- 問い合わせ 飯能市 クリーンセンター
☎ 042-973-1010 ・ FAX 042-973-1002 【裏面へ】

事業系ごみの正しい搬入にご協力ください！



事業系ごみの処理について、再度ご確認ください！

- ❑ 事業系ごみは少量しかないから、家庭系ごみの集積所に出している。家庭ごみとして持ち込んでいる。

（たとえ少量であっても、市では事業系ごみの収集を行っていません。
事業系ごみと産業廃棄物を分別し、それぞれ適正に処理してください。）

- ❑ 段ボールは資源化しているが、他の紙類は生ごみと一緒に袋に入れて事業系ごみとして許可業者に委託している。

（許可業者に収集運搬を委託している紙類のうち、オフィス紙や雑がみ（封筒、葉書、紙箱、メモ紙）などは資源化できます。分別したうえ、資源物として許可業者や古紙回収業者に処理を依頼したり、有価で売却するなど、資源化に努めてください。）

- ❑ 賞味期限の切れた弁当など、生ごみ（一般廃棄物）と廃プラスチック類（産業廃棄物）が一体になったものを事業系ごみとして出している。

（容易に分別できるため、それぞれ分けて処理してください。
なお、生ごみは、民間事業者によるリサイクルが進んでいますので、飼料化・肥料化などの資源化についてもご検討ください。
また、資源化しない場合には、水切りをしてください。水を切ることによって悪臭対策になるうえ、重量のかなりの部分を削減できるので、処理コストを削減することができます。）

◎事業系ごみの削減に取り組むメリット

- ・循環型社会を構築する一員として、次世代により良い環境を引き継ぎます。
- ・社会貢献する企業として、イメージアップに繋がります。
- ・ごみ処理に係る経費を減らすことができます。